

令和5年（2023年）第10回 枚方市教育委員会  
定例会議案書

（追加）

案 件 名	
報告第41号	臨時代理事項の報告について （1）枚方市教育委員会表彰規程の全部改正について
報告第42号	委員会の会議に付した事項の報告について （1）枚方市学校いじめ対策審議会の答申（いじめ対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査）について
議案第21号	生徒指導について（令和4年8月23日報告分）

○開催日時 令和5年（2023年）10月30日 午前10時00分から  
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第41号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)10月30日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第12号 枚方市教育委員会表彰規程の全部改正について

## 臨時代理第12号

### 枚方市立教育委員会表彰規程の全部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）10月25日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

#### 1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会表彰規程

枚方市教育委員会表彰規程（昭和29年枚方市教育委員会規程第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、教育委員会（以下「委員会」という。）が行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員表彰）

第2条 職員表彰の対象は、委員会の事務局又は委員会の所管に属する教育機関の職員のうち、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 特に他の模範となる行為のあった職員
- (2) 職務上特に功労があった職員
- (3) 職務上の災害の発生を防止し、又は災害を軽減することに職務上特に貢献があった職員
- (4) 前3号に掲げる職員に準じて表彰を行うことが適当であると認めたる者

（児童等表彰）

第3条 児童等表彰の対象は、委員会の所管に属する学校の児童若しくは生徒又は幼稚園の園児（以下「児童等」という。）のうち、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 特に他の模範となる行為のあった児童等
- (2) 学校教育上特に優れた調査研究、発明、発見、工夫又は考案をした児童等
- (3) 国際的又は全国的な規模及び水準において行われるスポーツ又は文化芸術に関する事業において抜群の成績を収めた児童等
- (4) 前3号に掲げる児童等に準じて表彰を行うことが適当であると認めたる者

（市民表彰）

第4条 市民表彰の対象は、次のいずれかに掲げる個人（第2号及び第3号に掲げる個人にあっては、市内に住所を有し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内の学校に在学する者に限る。）又は団体（第2号及び第3号に掲げる団体にあっては、市内に事務所又は事業所その他その事業を行う場所を有する法人その他の団体に限る。）とする。

- (1) 本市の教育又は文化芸術の発展に関し、特に功労があったもの
- (2) 国際的又は全国的な規模及び水準において行われる文化芸術に関する事業において抜群の成績を収めたもの
- (3) 国際的又は全国的に著名な賞を受けたもの
- (4) 前3号に掲げるものに準じて表彰を行うことが適当であると認めたるもの

（表彰の方法）

第5条 表彰は、教育長の推薦に基づいて行う。

- 2 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。
- 3 表彰を受けるべき者が死亡した場合における表彰状の授与は、その遺族に対して行うものとする。

る。

4 職員表彰は、職員表彰を受けるべき職員が退職した場合においても行うことがある。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会が行う表彰に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正)

2 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程(平成10年枚方市教育委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第14号中「推薦する」を「推薦し、又はそれ以外の被表彰者を決定する」に改める。

別表第1の1の表(1)表35の項中「決定し、又は」を削る。